長与町農業委員会会議録

令和３年８月２６日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和３年８月農業委員会総会

１．日時　　令和３年８月２６日（木）　　９時３０分から１１時００分

２．場所　　長与町役場４階第１委員会室

３．農業委員会委員　　出席委員（１１名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者

委員　　３番　原田　成信　　４番　崎山　光子　　５番　永田　好紀

６番　岡﨑　道子　　７番　原口　司　　８番　山本　忠典

９番　益冨　雅彦　　１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子

１２番　原田　正利

４．農業委員会委員　　欠席委員（１名）

２番　渡邉　章三

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（０名）

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（８名）

１番　永冨　義徳　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　山口　健士　　５番　増田　博光　　６番　坂口　勝利

７番　坂本　謙二　　８番　坂本　秀哉

７．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　６番　岡﨑　道子　　７番　原口　司

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農用地利用集積計画について

第４　　第３号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

第５　　第１号報告　農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出について

第６　　第２号報告　農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出について

第７　　第３号報告　農地改良届出報告書について

８．農業委員会事務局職員

事務局長　　福本　美也子

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主任　　松本　あゆ子

事務局　皆さん、おはようございます。

総会の開催に先立ち、長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員１２人中１１名の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。

本日の欠席者は、２番の渡邉章三委員、お一人です。

なお、本日は、新型コロナ感染症対策の趣旨から、出席を農業委員さんのみと、制限させていただいております。どうぞご了承ください。

それでは、ここからの議事の進行につきまして、水谷会長よろしくお願いいたします。

議　長　皆さんおはようございます。今日はコロナ対策で、先ほど事務局が言いましたように、農業委員だけの会ということで。それから、午後の計画で、県の研修を予定しておりましたけど、これも県のほうから一応延期ということで、非常に変則的な会議になってしまって、申し訳ないと思っております。特に今年の８月は長雨で、長与町も継続でいうと８００ミリ近くは雨が降っているということで、盆の４日間でもかなりの量が降っておりました。今まで雨がちょっと少ないということで、ミカンが萎びかけているという事態だったんですけど、非常に長雨で農業の農作物、ミカン、野菜、ナスとかキュウリがほとんど路地の場合はもう全滅をしているという状態だそうで、非常に厳しい状態が続いております。それから、コロナについては、長崎県が蔓延防止の指定も受けましたし、特に注意をしながら進んでいきたいというふうに思っております。明日あたりからまた晴天が続くと。晴天が続けば今度は非常に暑い夏が来ると、まだ残暑厳しいということで、身体に注意しながらですね、皆さんとともに頑張っていきたいと思います。

それでは、令和３年８月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名いたします。６番　岡﨑道子委員、７番　原口　司委員を指名いたします。

日程第２　本日は、第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請が３件、第２号議案　農用地利用集積計画が３件、第３号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取が２件出されています。報告事項は、農地転用専決処分報告が３件、農地改良に関する届出が１件です。

では、日程第２　提出された議案の審議に入ります。

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、１件目の説明を事務局からお願いします。

事務局　それでは第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、説明いたします。第１号議案の１ページをお開きください。

１件目です。整理番号は６、申請地が、長与町本川内郷（地番）。地目は畑で１３５㎡。農地区分は、農用地区域内です。申請者は、譲渡人が、長崎市三重町（地番）、（氏名）さん。

譲受人が、長与町本川内郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、売買による所有権移転で、価格は〇〇円、１０ａあたりの単価は、〇〇円です。備考欄に記載している通り、申請地は、現在荒廃しており、隣接する譲受人の農地に悪影響を及ぼすため、購入し整備します。なお、譲受人には後継者がおり、熱心に農業に従事されています。譲受人の耕作地は、１８，７７０㎡、労働力は３人です。都市計画区域外となります。

３ページをお開きください。土地の所在ですが、広域でわかりにくいですが、図面の中央部分に、本川内郷の〇〇トンネルがございますが、そこから、１２０ｍほど山手のところの、赤色で表示してある場所が、申請地　本川内郷（地番）です。なお、農地の正確な形状や位置等につきましては、４ページの字図で、ご確認いただければと思います。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、農業委員さんの説明をお願いします。

７番　原口　司農業委員。

７　番　　８月１８日、福本局長、水谷会長、森係長、推進委員の永冨さんで、現地確認をしました。４ページをちょっと見ていただきたいんですけど、今回の対象は、地番が（地番）です。それと、４月だったと思うんですけど、その上の（地番）、それから左側の（地番）。これを（氏名）さんから（譲受人）が購入したという案件がありました。そこに１３５㎡の（氏名）さんの荒れた土地があったんですけど、今回、相続人を探してもらって、交渉して、譲り受けるようになったものです。問題はありません。よろしくお願いします。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１１人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、２件目について、事務局よりお願いします。

事務局　　２件目です。議案書の１ページ下段をご覧ください。

整理番号は７です。申請地は、長与町本川内郷（地番）、地目は畑で２０７㎡。同じく、（地番）、地目は畑で１，３６８㎡。合計２筆で１，５７５㎡です。農地区分は、２筆とも農用地区域内です。申請者は、譲渡人が、長与町本川内郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町本川内郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、贈与による所有権移転です。備考欄に記載のとおり、申請地は、譲渡人の祖父が、譲受人の父に贈与していましたが、今回正式に手続きを行います。譲受人の耕作地は、７６，１０１．７８㎡、労働力は６人です。都市計画区域外となります。

土地の所在ですが、５ページをお開きください。広域でわかりにくいですが、○○ダムから登った図面左上に、○○バス停がございますが、そこからさらに山手に１００ｍ程登った、赤色で表示している場所が、申請地　本川内郷（地番）と（地番）です。

なお、農地の正確な形状や位置等につきましては、６ページの字図で、ご確認いただければと思います。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、農業委員さんの説明をお願いします。

７番　原口　司　農業委員。

７　番　　同じ１８日昼から現地を確認しました。（譲渡人）と（譲受人）はいとこ同士なんですけど、この土地２筆はもう（譲受人）がずっと小さい時から、ミカンを２筆とも植えています。問題ないと思います。よろしくお願いします。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の

方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　挙手された農業委員が１１人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、３件目について、事務局よりお願いします。

事務局　３件目です。議案書の２ページをご覧ください。

整理番号８、申請地は、長与町高田郷（地番）。地目は畑で、２，３９７㎡です。農地区分は、農用地区域内です。申請者は、譲渡人が、長与町高田郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長崎市園田町（地番）、（氏名）さん。申請目的は、売買による所有権移転です。備考欄に記載のとおり、譲受人は、長与町出身で、申請地で農作業の手伝いをしていた縁があり、今回、当該地を譲り受け耕作します。

ここで、本日配布しております、資料№１の農業従事者証明書をご覧ください。譲受人は長崎市の方ですので、農業に従事していることの確認のため、長崎市農業委員会が発行する証明書を提出いただいております。ご覧の通り、譲受人は農業従事者で、労働力は、ご家族３人、耕作面積は、２，２６１㎡です。

議案書にお戻りください。土地の所在を説明します。７ページをお開きください。図面左下に、（施設名）がございます。その北側約２００ｍのところに申請地がございます。赤色で、表示している場所が、申請地　高田郷（地番）です。なお、農地の正確な形状等につきましては、８ページの字図で、ご確認いただければと思います。

以上です。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、農業委員さんの説明をお願いします。

３番　原田成信　農業委員。

３　番　８月１８日１１時、立ち会いました。出席者は水谷会長、福本局長、森係長、推進委員の山口さんと私とで立ち合いをいたしました。ここは、昔は畑だったんですけども、もう荒廃地になっているんですけども、（譲受人）が、実家が高田郷の出身の方で、周りを購入して畑を作りたいということでした。どういうものかと言ったら花とか芝、その後野菜等を作りたいということでお話をお聞きいたしました。あと、場所的にはもう問題ないんですけど、ただ、道路が途中までは町道で、あとは個人の私有地の道路になっておりますの

で、今回、毎日のように通うとなった場合のご相談をしてくださいということで、話をしております。問題はないと思います。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１１人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、第２号議案　農用地利用集積計画について審議いたします。まず１件目について、事務局説明をお願いします。

事務局　　それでは第２議案　農用地利用集積計画についてご説明します。
第２号議案をご準備ください。１ページと２ページについては、説明を省略させていただきます。３ページをお開きください。
１件目です。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、(氏名）さん、長与町本川内郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する土地は３筆で、長与町本川内郷（地番)、地目は田の１，５１１㎡。同じく、(地番)、地目は田の６９１㎡。同じく、(地番)、地目は田の１，１４７㎡。合計３筆で、３，３４９㎡です。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物名は野菜です。期間は、令和３年９月１日から令和６年８月３１日までの３年間です。年間の借賃は、３筆で〇〇円で、毎年１月末に自宅へ納入します。平成２８年に借り入れており、今回１回目の更新となります。
土地の所在ですが、５ページをお開きください。図面右手に、〇〇ダムと〇〇グラウンドがございますが、グラウンドからすぐのところの、それぞれ青、赤、緑で表示してある場所が、申請の３筆です。
以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、農業委員さんの説明をお願いします。
　７番　原口　司　農業委員。

７　番　　５ページの色が塗ってあるすぐ隣に（氏名）さんの家があります。（氏名）さんの家の前を、３筆とも田んぼだったのを野菜作りに借りていたものです。今回継続なんですけど、（氏名）さんはまだ若いんですけど、息子さんに変えるということで、継続なので問題はありません。よろしくお願いします。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
　説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１１人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
　続いて、２件目について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　２件目です。６ページをお開きください。
　利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町三根郷（地番）、地目は田の、１，８０４㎡です。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物名は、水稲と野菜です。期間は、令和３年９月１日から令和８年８月３１日までの５年間です。年間の借賃は、〇〇円で、毎年年末に自宅へ納入します。平成２３年から借り入れており、今回２回目の更新となります。
　土地の所在ですが、８ページをお開きください。図面左手に、三根郷の（施設名）がござ

いますが、その先の○○橋を渡ってすぐの、赤色で表示してある場所が、申請地　三根郷（地番）です。
　以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、農業委員さんの説明をお願いします。
　１０番　柳原厚志　農業委員。

１０番　　はい。８月１８日の午前中１１時５０分ぐらいから現地確認を、水谷会長、福本局長、森係長、農業委員の柳原、最適化推進委員の田中さんと、５名で確認を行いました。この場所は、先ほど言われたように（施設名）の近くなんですけど、１枚の田んぼです。８ページを見ていただければ分かるように、大変広いんですけど、ここは圃場整備も何もしていないです。ただ、この横には２ｍあるかないかの狭い農道はできています。それでこの（借主）が借りる前は、地元の（氏名）さんが作っていらっしゃったんですけど、貸主と（借主）が友人関係であるということで、（借主）に貸すようになったわけです。非常に場所的に良いし広いし仕事もしやすくあるんですけど、（借主）は、野菜の作り方として普通の人の作り方とちょっと変わっていまして、有機栽培ですかね、無農薬とか、そういったものを主に作っていらっしゃいます。それで今現在は、田んぼに水稲を作っていらっしゃるんですけど、農薬もあまりほとんどしなくて、そして野菜も作っても、農薬はあまり使わずに作ってらっしゃるんで、できた商品は、やっぱり農薬を使わないからウンカとかそういった虫にやられて、非常に少なく収穫があるみたいです。意義的には、低農薬無農薬というと、国も有機栽培で１００万ｈａを目標に進めておりますので、なるべく、化学肥料を使わないということです。化学肥料はやっぱり弊害がありまして、非常に温暖化、暖かく土がなりやすいということで、今からはもう、農薬とか肥料も少なくなるので、日本全体が、低農薬、有機質栽培、そういったほうを非常に進めておると農業新聞に載っていました。なので、趣旨としては（借主）は非常に良いんですけど、やはり草取りとかそういった手入れをもう少ししてもらえれば、もっといいんじゃないかと思っております。貸し借りについては、問題はありません。ただ、この年間の借賃が非常に高いと思われるんですけど、たぶん前の（氏名）さんから引き継いだ価格じゃないかと思います。その頃は、米も割りと高くてよかったんですけど、最近は米余り現象で安くなっているんですね。相場的にはやはりいくらか高いと私は思っております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
２件目につきまして、説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１１人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、３件目について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　３件目です。９ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）。利用権を設定する土地は２筆で、長与町嬉里郷（地番）、地目は田の１，４１９㎡。同じく、（地番）、地目は田の１，８９７㎡。合計２筆で、３，３１６㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、具体的な作物名は、野菜と水稲です。期間は、令和３年９月１日から令和８年８月３１日までの５年間です。新規となります。
ここで、本日お配りしております、資料№.２の就農計画をご覧ください。借主の（氏名）さんは、定年を迎えたことを機に就農される定年帰農者です。ご実家が農業経営をされておられまして、農業経験は豊富でいらっしゃいますが、この度、お母様から農地を借り受け、ご自身が主体となり農業を行うということで、就農計画を提出いただいております。内容について簡単に説明いたします。１ページの１－（２）就農時における目標ですが、経営規模は０．５ヘクタール、今回議案としてあがっている２件の利用集積の他、町外農地を合わせた面積です。作物は、主に、米とみかんを予定されております。所得目標は年２００万円、労働力は記載の２名です。１ページの下段から２ページにかけて、研修計画について記載されていますが、ご実家において、経験をつまれていらっしゃいます。３ページは営農計画になりますが、ご覧のとおり、１年目は主に水稲栽培、２年目以降に、みかん栽培に取り組む計画となっています。
議案書にお戻りください。土地の所在ですが、１１ページをお開きください。図面左上に、嬉里郷の〇〇橋がございますが、そこから、団地内へ進み、〇〇公園から、さらに奥手に進んだ、図面右下の赤と青色で表示してある場所が、申請地　嬉里郷（地番）と、（地番）です。
以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、農業委員さんから説明をお願いします。
　８番　山本忠典　農業委員。

８　番　　現地確認を８月１８日午前中に行いました。その時に、福本局長、森さん、水谷会長、推進委員の坂口さんと私、それに、今度お借りする（氏名）さんが立ち会っていただきました。（借主）は、弟さんがおられるんですけど、その方がお母さんの畑や田を引き継いでずっと作っておられました。それで、（借主）が定年されたのを期に、お母さんから借りて弟さんの手助けも兼ねて分担して、畑や田を管理したらいいかなということで言われていました。それで、特別問題はないと思います。よろしくお願いします。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
　３件目につきまして、説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１１人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
　続いて、第３号議案の農地中間管理事業における農用地配分計画案に伴う意見聴取について、に入ります。
　１件目と２件目は借受人が同じですので、まとめて説明いたします。事務局お願いします。

事務局　　それでは、第３号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見徴収について、説明します。
　この案件は、農地中間管理機構を通した借り受けの契約になります。農地中間管理機構を通す場合、計画内容に対し農業委員会の意見が求められるため、今回議案としてあげており

ます。

今回は、農地所有者が中間管理機構へ貸し付ける最初の契約は、平成３０年度に、すでに行われておりまして、その際、別の方が借り受けて耕作をされておられました。今回、これまで耕作をしていた方から、（借主）が耕作を受け継ぐこととなり、借主が変更となることから、中間管理機構との間の貸し借りの契約があがっております。

それでは、３ページをご覧ください。１件目です。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、公益財団法人長崎県農業振興公社　理事長 上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号。権利を設定する土地は２筆で、長与町本川内郷（地番）、地目は畑の１，８５０㎡。同じく、（地番）、地目は畑の３８４㎡。合計２筆で、２，２３４㎡です。利用権の種類は、使用貸借権で、利用内容は樹園地です。期間は、令和３年１０月１０日から令和８年１０月９日までの５年間です。

続きまして、４ページをご覧ください。２件目ですが、借主が同じなので、続けて説明します。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、公益財団法人　長崎県農業振興公社　理事長 上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号。権利を設定する土地は１筆で、長与町本川内郷（地番）、地目は畑の、１，３３３㎡です。利用権の種類は、こちらは賃貸借権で、年額〇〇円を、毎年６月に口座へ振り込みます。なお、１０ａあたりの単価は、〇〇円です。利用内容は樹園地、期間は、令和３年１０月１０日から令和１３年１０月９日までの、こちらは１０年間です。

土地の所在ですが、５ページをお開きください。図面右上辺りに、本川内郷の〇〇バス停がありますが、そこから山手に向かって進み、図面中央付近にある、（施設名）よりさらに進んだ山手のところに申請地がございます。緑、青、赤色で表示してある場所が、申請地３筆です。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、農業委員さんから説明をお願いします。

７番　原口　司　農業委員。

７　番　　１８日の昼から現地確認しました。５ページを見ていただきたいんですけど、緑、青、赤は３筆とも持ち主がもうできなくなって荒れ出した時に、中間管理を通して（組織名）と言って（地区名）の人みんなが入って、代表は（氏名）さんで、みんなで荒らさないように、この３筆をしていたものです。平成３０年頃からですね。そして１年前ぐらいに、（借主）はまだ２３歳ぐらいで若いんですけど、彼にしてもらうことになったそうです。青と緑は、みかんを植えてあって、当日は（借主）が１人で手入れしていました。それから、少し急な坂を上るんですけど、赤いところは、いちじくがされていました。パイプで

支柱を作って、ワイヤーを２本ずつイチジクの上に通して、紐で枝にきれいに１本１本吊るしてありました。行った時に（氏名）さん、（借主）のおじいちゃんですけど、８５歳になるのに草刈り機をして、そして、アナグマ対策で電気メッシュを準備されていました。マルチは誰がしたんですかと聞いたら、（氏名）さんが、５月に１人でこの広さをマルチしたということでした。地域のみんなと、もちろんお父さん、おじいちゃんもですけど、みんな応援してくれて、この件は全く問題ありません。よろしくお願いします。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
　計画内容に関して、第３号議案の２ページにあります、意見書に、『意見なし』又は『意見あり』のどちらかを選択し、町へ報告することになっておりますので、農業委員の挙手で賛否をとります。
　１件目の計画内容について、『意見なし』の方は、挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１１人全員で、過半数を超えていますので、『意見なし』で報告することにいたします。
　次に、２件目の計画内容について、『意見なし』の方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１１人全員で、過半数を超えていますので、『意見なし』で報告することにいたします。

議　長　　これからは、報告事項に移ります。
　農地転用専決処分の報告について、事務局お願いします。

事務局　それでは、報告いたします。

まず、令和３年８月総括表については、説明を省略いたしますので後ほどご確認ください。

報告事項の１ページをお開きください。

農地転用専決処分の報告書、農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出です。市街化区域内の農地にかかる転用の届出となります。

１．当事者の氏名・住所・職業。届出者は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）。職業は農業です。２．土地の所在等は、高田郷（地番）、面積２３２㎡。同じく、（地番）、面積３２８㎡。同じく、（地番）、面積６２㎡。同じく、（地番）、面積７１㎡。合計４筆で、６９３㎡です。地目は、登記簿はすべて畑、現況は、（地番）は公衆用道路で、残り３筆はすべて雑種地です。土地の所有者は、届出者です。３．転用計画。転用の目的は、宅地造成で、３宅地分を造成します。４．申請日　令和３年７月１２日、５.専決処分の日　令和３年８月１１日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和３年８月２６日、長与町農業委員会　事務局長　福本　美也子。

土地の所在地を説明します。２ページをお開きください。図面の中央に（施設名）がございますが、（施設名）に向かう道の、入り口付近にある赤色で表示してある場所が、届出地の４筆です。

以上です。

議　長　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

なければ、続いて２件目と３件目について、まとめてお願いします。

事務局　４ページをお開きください。農地転用専決処分の報告書。農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出の１件目です。市街化区域内の農地にかかる転用の届出となります。

１．当事者の氏名・住所・職業。使用借人は、お二人で、（氏名）さんと、（氏名）さんです。高田郷（地番）、職業は会社員です。使用貸人は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）。職業は会社員です。２．土地の所在等。長与町高田郷（地番）、面積は２０７㎡。地目は、登記簿は畑、現況は休耕地です。土地の所有者は、使用貸人です。３．転用計画。転用の目的に係る事業または施設の概要は、居宅建築です。４．申請日　令和３年８月１８日、５．専決処分の日　令和３年８月２３日。

続いて、２件目を説明します。５ページをお開きください。農地転用専決処分の報告書農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出です。

１．当事者の氏名・住所・職業。使用借人は、先ほどと同じで、（氏名）さんと、（氏名）さんです。使用貸人は、（氏名）さんと、（氏名）さんのお二人で、長与町高田郷（地番）です。２．土地の所在等。長与町高田郷（地番）、面積は１５５㎡、地目は、登記簿は畑、現況は休耕地です。土地の所有者は、使用貸人のお二人です。３．転用計画。転用の目的に係る

事業または施設の概要は、生活道路です。これは、先ほどの１件目の住宅からの生活道路として使用されるものです。ここで、７ページ・８ページの字図をご覧ください。７ページの中央に、赤で縁取られている部分が、１件目の住宅用地です。そして、そこから細長くつながっている部分が、２件目の生活道路になります。どちらも、永久の使用貸借権を設定します。４．申請日　令和３年８月１８日、５．専決処分の日　令和３年８月２３日。

以上２件について、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和３年８月２６日、長与町農業委員会　事務局長　福本　美也子。

土地の所在地を説明します。６ページをお開きください。図面の中央左側に、〇〇交差点がございますが、そこから〇〇団地に入る道をのぼった付近の、赤色で表示してある場所が、届出地の２筆です。

以上です。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

なければ、次に、農地改良に関する届出について、事務局お願いします。

事務局　　農地改良届出の報告です。９ページをご覧ください。

農地改良届出報告書、土地の所在は、斎藤郷（地番）、地目は、登記簿、現況ともに田です。面積は、１，５８６㎡、所有者・耕作者ともに、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）です。工事期間は、令和６年８月２３日までで、田畑転換を行います。なお、工事期間が令和６年までと、長期間に渡るのは、畑に転換するために必要な量の土の調達が、すぐには困難ということで、数年かけて改良を行うとのことです。

上記の通り、田畑転換の届について、現地確認を令和３年８月１８日行ったので報告します。令和３年８月２６日、農業委員　渡邉章三、農地利用最適化推進委員　坂本謙二。代読でございます。

届出の場所を申し上げます。１０ページをご覧ください。図面上部に、斎藤郷の〇〇橋、〇〇神社がございますが、そこから２５０m程の、赤色で表示した場所が、該当地　斎藤郷（地番）です。

以上です。

議　長　　この件について、私も立会いを行いましたので、報告をしたいと思います。ここは、（届出者）の水田なんですけども、深田、湿田です。その周辺部に少し畑作をしていますけども、どうしても野菜ができないということで。もう水田は作らないということで、工事の残土が出てくるということでそれをそこに入れて、畑地転換をしていくと。これはもう工事・搬入する業者も一定決まっておりますので、その辺について産廃の搬入とかそういうことにチェックをしてくださいよという注意をしながらですね、こういう埋立てをして、

野菜畑に、畑地転換をするという考え方だそうです。

議　長　　皆さんから何か尋ねたいことはありませんか。
なければ、次は行事報告を、事務局お願いします。

【この後、令和３年８月の行事報告が行われた】

議　長　　９月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　　９月２７日９時３０分からはいかがでしょうか。

【異議なし】

議　長　　以上をもちまして、長与町農業委員会８月総会を閉会します。